

海洋会ボランティアクラブ会則

制定	平成 3年8月 1日
第1回改正	平成 9年6月12日
第2回改正	平成12年6月29日
第3回改正	平成23年6月23日
第4回改正	平成25年6月15日
第5回改正	(細則の改正) 平成29年5月24日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、海洋会ボランティアクラブと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を一般社団法人海洋会（以下「海洋会」という）本部内に置く。

2. 本会は、幹事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、海洋会の事業目的達成のために、海洋会の名においてボランティア活動を行うと共に、会員相互の親睦、知識の増進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 海洋会定款に定める事業目的達成の為に各種ボランティア活動を行う。

2. その他本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

3. 前2項の活動を実施するために、目的に応じた事業グループをおくことができる。その内容は細則に定める。

第2章 会員

(種別及び資格)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 海洋会定款第5条に定める会員であって本会の趣旨に従いボランティア活動を行う者

(2) 賛助会員 本会の目的、活動を賛助又は支援する個人及び団体であって、幹事会の承認を受けた者

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書により代表幹事に申し込むものとする。

2. 代表幹事は、前項による申し込みを幹事会の議決をもって承認しなければならない。ただし、正会員に関しては幹事会の議決を要しない。

(会員の資格喪失)

第7条 下記の理由によりその資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 退会
- (3) 除名

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、書面をもって代表幹事宛て提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が、本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反したときは、幹事会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

代表幹事	1名
事務局長	1名
幹事	若干名
監事	3名以内

2. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、幹事会の推薦に基づき代表幹事が委嘱する。

(役員を選任)

第11条 幹事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2. 代表幹事は、幹事の互選により決定する。
3. 事務局長は、幹事の中から代表幹事の指名により決定する。

(役員職務)

第12条 代表幹事は、本会を統括し、会務を総括する。

2. 事務局長は、代表幹事を補佐し、本会々務に関する事務及び会計を総括する。
3. 幹事は、会務を執行する。
4. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は総会から1年とする。但し、再任することができる。

2. 欠員の補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員に相応しくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第15条 役員は総て無給とする。

第4章 会議

(種別)

第16条 会議は、総会、幹事会の2種類とする。

- (1) 総会は、定期総会と、臨時総会から成り、代表幹事が招集する
- (2) 総会及び幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる

(総会)

第17条 定期総会は、事業年度終了後速やかに開催する。

2. 定期総会は、次の事項を審議し議決する。
 - (1) 活動報告及び収支決算
 - (2) 活動計画及び収支予測
 - (3) その他の重要事項
3. 臨時総会は、随時開催する。

(総会の定足数等)

第18条 会員の5分の1以上の出席（委任状出席を含む）により成立する。

- (1) 会員は、それぞれ1個の表決権を有する
- (2) 議事は、出席会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(幹事会)

第20条 幹事会は、役員をもって構成し、この会則に定めているものの他、次の事項を審議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) 総会によって委嘱された事項
 - (4) 総会を開くことが出来ない場合における緊急事項
 - (5) その他の重要事項
2. 前項(4)の議決事項は、次の総会において承認を受けなければならない。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、海洋会からの補助、各種寄付金及びその他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

第23条 本会の資産は代表幹事が管理し、その管理方法は総会の議決を経て代表幹事が別に定め

る。

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計書類)

第25条 代表幹事は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) その他必要な附属書類
- (4) 財産目録

2. 監事は前項の書類を監査し、監査報告書を作成して代表幹事に提出しなければならない。
3. 代表幹事は、前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付け置かなければならない。

第6章 会則の変更及び会の解散

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第27条 この会は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

第7章 雑則

(細則)

第28条 この会則に定めるものの他、本会の事業運営上必要な細則は、幹事会の議決を得て代表幹事が別に定める。

細則

1回改正 平成29年5月24日

1. 海洋会ボランティアクラブ会則第4条の活動を実施するために、下記の事業グループを置く。

- (1) 「明治丸」グループ
- (2) 「船の科学館」グループ
- (3) 「ビーチクリーンアップ」グループ

上記以外の新規事業グループを設置する場合は、その趣旨、実施要領を幹事会に提示して承認を得なければならない。

2. 各事業グループは、事業の実施要領を定め、幹事会の承認を得ることとする。
3. 各事業グループに幹事を置き、グループを統括・運営する。
4. 会則第 16 条及び第 17 条に必要な資料は、毎事業年度終了後速やかに各事業グループの幹事が作成して、代表幹事に提出するものとする。
5. 会員はいずれかの事業グループに所属するが、重複して所属することを妨げない。
6. 事業グループが当初の目的を達成するか、又はその活動の実施が困難になったときは、幹事会の承認を得て、その事業グループを廃止することができる。

改正内容：平成 29 年 5 月 24 日幹事会の決議により、1. (4)「海洋会支援」グループを削除し、同 6 月 24 日開催の総会に報告した。